

留学生の皆さんへ

犯罪に巻き込まれないよう、十分に注意しましょう！

平成23年1月以降、他人のID・パスワードやクレジットカード情報を悪用し、オンラインショップで電化製品等を購入し、国内の留学生に配達させて商品を騙し取る不正アクセス・詐欺事件や、他人のインターネット・バンキングの口座から現金を回収する事件が全国的に発生しています。

これらの事件には、留学生が、インターネットやチラシ、知人からの勧誘により、商品受取役や不正送金先口座からの現金引き出し役のアルバイトをしているケースがしばしば見られるそうです。商品受取役のアルバイトは、日本人になりすまして荷物を受け取り指定された場所に転送するだけで、また現金引き出し役のアルバイトは、他人のキャッシュカード等を使って現金を引き出すだけで、報酬を得られるというものです。

おかしい話だと思わせないような、巧みな誘いによるものであっても、これらの行為は犯罪に加担することになりますので、絶対に関わらないように十分に注意してください。

また、このような話を聞いたり、誘いを受けたりしたら、ためらわず、指導教員や学生支援チームにお知らせください。

平成24年9月

教育学部・教育学研究科